⑤　本建設工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書等の提出期限の日から技術協力業務に係る見積合わせの時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止（建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止を含む）を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した本建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑽　技術協力業務の優先交渉権者は、技術協力業務範囲（Ｌ＝約650m）において、本建設工事以外の工事入札に参加することができない。

⑾　本案件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案書の評価に関する基準　本案件は、設楽ダム建設事業において付替道路の主要地方道瀬戸設楽線１号トンネル及び２号トンネル工事を行うものである。

本工事は、工期内に２つのトンネルを施工するものであり、技術協力・施工タイプを適用し、施工者の技術・経験を活用したトンネル工事に関する技術提案を下記１）から２）について求める。

１）技術協力業務に関する提案　　：20点

２）主たる事業課題に関する提案　：40点

⑵　技術提案書及び参考見積書についてヒアリングを行う。

⑶　優先交渉権者の選定　上記３⑴⑵による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から③の順で優先交渉権者を選定するものとする。

①　上記⑴２）の技術提案の得点が高い者

②　上記⑴１）の技術提案の得点が高い者

③　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。

くじの実施方法等については、別途通知する。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務を契約締結すると同時に、本建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、工事価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては工事価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び工事価格等の交渉を行う。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めにも帰すことができない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

４　担当部局

〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

メールアドレス　cbr-keiyaku@mlit.go.jp

５　説明書の交付及び申請書等の提出に係る事項

⑴　説明書の交付期間、場所及び方法　参加希望者には、「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した説明書をダウンロードすることにより説明書を交付する。

入札情報サービスＵＲＬ：http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Koji/Kokoku/Search.aspx

説明書の交付期間：別表１①のとおり

ただし、やむを得ない事情で「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）による交付を受けることができない場合は、上記４の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

⑵　申請書等の提出期間、場所及び方法　申請書等は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は郵送等すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる受付期間：別表１②のとおり

申請書等のファイル容量が、３ＭＢを超える場合の提出方法については、説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ

紙入札方式の場合の受付場所：上記４に同じ。

⑶　関連資料の貸与　参加希望者は、申請書等の作成にあたって上記１⑵示す本案件に関する以下の関連資料の貸与を受けることが出来る。

・平成19年度　設楽ダム瀬戸設楽線１・２号トンネル坑口設計業務　報告書

・平成25年度　設楽ダム瀬戸設楽線道路予備設計業務　報告書

・技術協力業務における参考資料

・その他関連資料　１式

関連資料の貸与に係る詳細は説明書による。

６　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

１）技術協力業務　免除

２）建設工事　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　中部地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　技術提案書の無効　優先交渉権者の選定の時において本公示に示した競争参加資格のない者が提出した技術提案書及び申請書等に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

⑷　優先交渉権者に係わる技術提案　提出を行う技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

⑸　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認本建設工事が建設業法第26条第３項に該当する場合、優先交渉権者となった者は、本建設工事の契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑹　配置予定技術者の確認　優先交渉権者通知後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本建設工事の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書等の差替えは認められない。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　契約書作成の要否　本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑼　本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑵により申請書等を提出することができるが、本案件に参加するためには、優先交渉権者の選定の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。